

## 核データ部会 ND2028 招致小委員会要領

令和5年9月8日 第48回核データ部会全体会議制定

### (設置)

第1条 日本原子力学会核データ部会に ND2028 招致小委員会（以下「招致小委員会」と称す）を設ける。

### (目的)

第2条 招致小委員会は、学会の部会活動の一環として ND2028 招致のための活動を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 招致小委員会の委員長（以下「委員長」と称す）は、核データ部会長が1名を指名する。

2 招致小委員会委員は、核データ部会に所属する部会員及び有識者の中から、委員長が若干名を推薦し、核データ部会運営小委員会が承認する。

3 委員の定員は特に定めない。

4 委員の任期は特に定めない。

### (活動)

第4条 招致小委員会は ND2028 事務局と連携し以下の項目の活動を行う。

イ) ND2028 事務局の提案を受けて、ND2028 の開催都市、主催者などの運営体制、開催時期などの決定

ロ) ND2028 を運営する組織委員会の設置準備

ハ) その他、ND2028 の招致及び運営に必要なとされる活動

ニ) 第5条に従う報告

### (報告)

第5条 招致小委員会で決定した内容は部会全体会議で報告する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、活動に必要な事項は、核データ部会運営小委員会の定めるところによる。

2 この要領および関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、核データ部会運営小委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることがで

きる。ただし、事前または事後に部会全体会議で報告しなければならない

#### 附則

1. 本要領の制定および改廃は、核データ部会運営小委員会および部会全体会議の議決を経るものとする。
2. この要領は、即日施行する。

#### 改訂履歴

- ① 令和5年9月8日制定